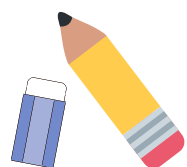


＼ 安心して楽しい学校生活のための ／



教育費サポート



(就学援助費制度)

就学援助とは？

学校教育法などにもとづいて、小・中学校の子どもがいる家庭に学用品費や学校給食費などを神石高原町が援助する制度です。

援助の内容



新入学用品費※



給食費



校外活動費



学用品費



修学旅行費
など

※新入学用品費 対象：小学校1年生及び中学1年生（年度途中の申請者は支給できません。）

申請から受給まで

① 申請手続き

申請書を記入し、学校へ提出してください。



② 審査・認定

所得などをもとに審査が行われます。

審査後、教育委員会から結果の通知が届きます。



③ 就学援助費の支給

認定された場合、就学援助費が支給されます。



利用者の声

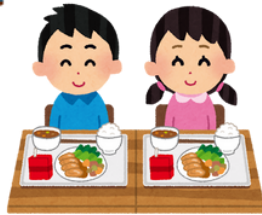


教育費の援助
のおかげで
家計の不安が
解消されました。

新入学用品費
が入学準備に
役立ちました。

給食費の補助
が特に助かって
います。

修学旅行費の
負担が大きい
ので助かりました。



しゅうがく えんじょ せいど

就学援助制度



就学援助のお金は、後で返さなくてはいけないのですか？

貸付けではないので、返さなくて良いです。安心してご利用ください。



だれでも就学援助を申請できるのですか？

小・中学生がいる家庭なら、申請はだれでもできます。認定結果は審査してみなければわかりません。まずは申請してみてください。



申請は同居している家族の名前も必要ですか？

同住所に住む全ての方の名前が必要です。
世帯分離している場合も申請書に記入してください。



毎年申請が必要なのですか？

審査は年度毎に行うので、中学校卒業まで毎年申請が必要です。



周りの目が気になってしまって…

プライバシーは守ります。心配ごとがあればご相談ください。

お問い合わせ先

〒720-1522 神石郡神石高原町小畠1701番地
神石高原町教育委員会 教育係 就学援助担当
電話 0847-89-3341

迷ったらまずは申請を
してみてください。

